

平成27年

総務委員会

9月10日

豊明市議会

総務委員会会議録

平成27年9月10日

午前10時00分 開会

午後零時06分 閉会

1. 出席委員

委員長	ふじえ 真理子	副委員長	一色 美智子
委員	清水 義昭	委員	近藤 裕英
委員	後藤 学	委員	三浦 桂司
委員	月岡 修一		

2. 欠席委員

なし

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職、氏名

議会事務局長	石川 晃二	議事課長	馬場 秀樹
議事担当係長	前田 泰之	議事課主査	花井 悟之

4. 説明のため出席した者の職、氏名

市長	小浮 正典	行政経営部長	伏屋 一幸
市民生活部長	石川 順一	秘書広報課長	平下 義之
企画政策課長	小串 真美	財政課長	伊藤 正弘
総務防災課長	相羽 喜次	市民課長	佐藤 浩一
会計管理者兼 出納室長	鈴木 美智雄	秘書広報課長補佐	塚田 力
企画政策課長補佐	小川 正寿	企画政策課長補佐	相羽 敏明
財政課長補佐	福井 富三男	総務防災課長補佐	深草 広治
総務防災課長補佐	中野 忠之	総務防災課長補佐	石川 賢治
市民課長補佐	濱島 司	出納室長補佐	平野 幸子

5. 傍聴議員

郷右近 修	富永 秀一	鵜飼 貞雄	蟹井 智行
宮本 英彦	毛受 明宏	近藤 郁子	近藤 千鶴
早川 直彦	山盛 さちえ	近藤 善人	杉浦 光男

6. 傍聴者

一般傍聴者 2名

午前10時開会

○総務委員長（ふじえ真理子議員） おはようございます。定刻に御参集いただき、ありがとうございます。

ただいまより総務委員会を開会いたします。

会議に先立ちまして、市長より挨拶をお願いします。

○市長（小浮正典君） 皆さん、おはようございます。

本日の総務委員会に付託されました案件、5議案でございます。慎重審査をいただきますようよろしくお願いいたします。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 議長より挨拶をお願いします。

○議長（月岡修一議員） おはようございます。

内容が重要な案件も含まれておりますので、十分な審査をしていただきますようよろしくお願いいたします。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） これより会議を開きます。

お諮りいたします。市長並びに本日の議事に直接関係のない職員は自席待機といたしたいが、御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 御異議なしと認めます。市長並びに本日の議事に直接関係のない職員は退席願います。

なお、市長におかれましては、答弁を求める機会がある場合には出席をいただきますので、御承知おき願います。

（関係職員以外退席をなす）

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 本日の傍聴については、申し合わせに従い15名以内とし、委員長において一般傍聴者の入室を許可します。

本日の議事につきましては、本委員会に付託されました案件につきまして、お手元に配付いたしました議題に従い会議を進めます。

初めに、議案第49号 工事請負契約の変更について（庁舎耐震補強等工事）を議題とします。

本案につきまして、理事者の説明を求めます。

相羽総務防災課長。

○総務防災課長（相羽喜次君） それでは、議案第49号、工事請負契約、庁舎耐震補強等工事の変更について御説明をいたします。

この案を提出いたしますのは、庁舎耐震補強工事の設計変更に伴い、工事の請負契約を

変更するために必要があるためでございます。

工事名等につきましては、既に本会議で説明をしております。

請負金額の変更につきましては、変更前の8億6,771万2,650円を2,002万1,190円増額いたしまして8億8,773万3,840円に変更するものでございます。

内訳としまして、主なものを説明させていただきます。人件費や材料費の物価スライドによるものが718万5,990円、その他工事の変更増額分が1,283万5,200円でございます。

その他工事の変更分で主なものは、まず、1階の南側事務室におきまして、当初ひさし状のPCアウトフレームで日差しが少ないというような予想でございましたが、利用に際しまして、日差しがかなりあるという不都合や、一部窓際で相談室として利用している部分がございます、その部分のプライバシー保護のために新たにブラインドの設置を追加したこと、また、額的には大きいわけなんです、食堂機械室におきまして、当初予定をしておりませんでした壁面と天井のアスベストを除去するための工事を追加することなどにより、増額となったものでございます。

以上で説明を終わります。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

清水委員。

○清水義昭委員 その他の工事のところのアスベストの除去とブラインドのところ、金額をお願いします。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

相羽総務防災課長。

○総務防災課長（相羽喜次君） まず、簡単に変更の概要だけ説明をいたします。

昨年12月までに26回ほど変更協議はしております。その後の変更でございますが、昨年からは、ごめんなさい、25回ですね、済みません、それ以後本年までの間で36回、約10回の変更協議をしております。

お尋ねのまず食堂機械室のアスベスト除去でございますが、これが直工で227万640円、これは設計上の直工でございます。それから、ブラインドの設置につきましては、これもブラインドの工事費というよりは材料代として、86万2,920円を予定しております。

以上でございます。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

三浦委員。

○三浦桂司委員 人件費アップですけれども、物価スライド制で718万5,990円上積みとのことですけれども、これは公共事業ですので、公共事業というのはインフレになればインフレ分が値段に上乘せされるのか、また、国の指導なのか、東京五輪とか東日本大震災の人材不足で高騰しているのか、どれに当たるのか、お願いいたします。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

相羽課長。

○総務防災課長（相羽喜次君） これは、私どもに通知が来ておりますが、そもそも一番大きいものは、東日本からの労務単価の高騰というのが一番大きいというふうに書かれております。

以上でございます。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

後藤委員。

○後藤 学委員 その物価スライドについて、基本的なことをお伺いしたいと思いますが、それは契約にうたわれているのでしょうか。

それから、今回は上がっておりますけれども、例えば下がった場合は下げるというような、そういう条項も入っているのかどうか、その辺をお願いいたします。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

相羽課長。

○総務防災課長（相羽喜次君） これにつきましては、契約約款に含まれております。

以上でございます。

（下がった場合の声あり）

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 相羽課長、続けてお願いします。

○総務防災課長（相羽喜次君） もちろんそれも同じでございます。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 後藤委員。

○後藤 学委員 その場合のそういった再計算をする期間というのは、どういうふうになっておるのでしょうか。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

相羽課長。

○総務防災課長（相羽喜次君） まず、この場合、今回のまず通知が来たのが、27年1月30日付で来ております。それに基づいてある基準日が設けられますので、その基準日から協議を開始して、再計算をして相手と協議をして、今、私ども、この建築設計につきましては手計算をしておりますので、職員が手作業で行っておりますので、約三、四カ月か

かって設計書を直したというようなことをございます。それで最終的に、直近の契約期間で直すということをございます。

以上をございます。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

後藤委員。

○後藤 学委員 その基準日はいつで、今回はどのくらいの期間になっているのかということ。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 答弁できますでしょうか、お願いします。

相羽課長。

○総務防災課長（相羽喜次君） 1月30日付で来て、3月末日ということをございます。

以上をございます。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） もう一点、期間のほうは。基準日が、今、3月……。済みません、もう一度お願いします。

○総務防災課長（相羽喜次君） 済みません。期間につきましては、そこから業者と協議をして、直近の変更時点において変更契約をするということによろしいですか。そういう期間という。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 後藤委員。

○後藤 学委員 その3月から今までに上がった分を今回、予算要求しているということでしょうか。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 相羽課長。

○総務防災課長（相羽喜次君） 要は、ある時点において物価スライドにおいて価格が変わったので、それ以後の残工事について、いわゆる人工賃に相当する部分を変更、今までが1だったものを例えば、1.4ということはないんですけど、例えば4%上がっているといったら、4%人工賃の上昇した契約、それ以降の契約の分を変更するというようなふうなんですが、そういうふうに御理解……。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 後藤委員。

○後藤 学委員 契約した時点で積算がしてあるわけですね。私は、その時点から、直近というか、新しい基準が示されたその期間までの上昇率かなというふうに思ったんですが、違うんでしょうか。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

相羽課長。

○総務防災課長（相羽喜次君） そうしますと、一番最初に当初の設計をさせていただきます

ました、これが例えば労務単価1だったとします。それが、その期間、いわゆる契約期間内において上昇するある基準の日にちが決められます。そこまでの日に行われた工事については、もともとの単価のままでお支払いをします。ある基準日以降については、新しい単価に置きかえて、その残工事については新しい単価で積算したものをお支払いするというような変更の契約になるというように御理解をいただければと思うんですが、よろしいですか。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

月岡委員。

○月岡修一委員 今回の説明書の中には、設計変更に伴いとはっきりとうたっています。総額2,200万強の中で、1,283万強が工事内容の変更と。

前にも申し上げましたけれども、工事内容の変更というのは、口頭では委員の皆さんがほとんど御理解いただけないと思うんですよ、ブラインドとかひさしをつけること。前にも申し上げたように、簡単でもいいので、変更に伴うその部分の図面をやっぱりコピーを出すべきじゃないですか。口頭だけで1,283万強の金額を認めろというのは、いささか乱暴じゃないですかね。

もう少し、やはり法定委員会の中で審査をする以上は、出せる限り書類は出さなきゃダメですよ。口頭でこれだけのものを、皆さんどうですか、じゃ、いいですかって、こういう総額で約9億にもまさる設計金額で、その都度設計が変更になったら、どの部分がどういうふうに変更なのか、追加なのかということを委員の皆さんに提示して、御理解いただくという努力をしないとおかしいんじゃないですか。

市役所というのは、全く物を見ずに物を買っているということはないでしょうね。どんな機器を買うにしても、どんなものを買うにしても必ず仕様書を見、カタログを見て買っているわけでしょう。口頭で1,000万ものものを、コピーをかえますので、それでいいですわということは事例があります。ないと思うんですよ。

この法定委員会の中で委員会の委員の皆さんに承諾を得る、そういう委員会ですので、もう少しやはりきちっと重きを置いて審査を受けるべきだと思うんですけど、いかがでしょうか。

課長、ちょっと一遍答弁してください、どうして図面が出てこないのか。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

相羽総務防災課長。

○総務防災課長（相羽喜次君） 図面は、私、今、手持ちはしておりませんが、今まで、前回の工事からどういう工事に対して幾らぐらい増減をしたかという、今、資料はお持ち

をしております。その説明は今できますが、それでよろしいでしょうか。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 月岡委員。

○月岡修一委員 いや、私は、過去にも申し上げていますように、口頭で、私は多少理解できますよ、でも、建築に携わらない人が、どういうことをやるのか、例えばひさしをつけるんだ、ブラインドをつけるんだ、現実的に理解できないまま、これを、金額だけの工事内容をうのみにして認めろという、そういう要求はいささか乱暴じゃないですかと申し上げている。

全く内容を御理解していただけますか。委員長、どうですか。今の1,283万の工事内容、頭に、わかりますか、口頭で。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 図面があるとわかりやすいのはわかりやすいですけども……。

○月岡修一委員 仮にフリーハンドでもいいので、本来ならば、委員会に出すなら、こういう部分でこの部分にひさしをつけますとか、この部屋がこういうふうに日が当たるのでブラインドをつけますとか、そのぐらいのことをやるのは委員に対して常識じゃないですか。そういう姿勢をやっぱり大事にさせていただきたいと思うんですけど。

口頭でやるなら、私は反対します、そんなやり方は。もう前から言っていますので、済みません。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 委員、今後は図面を用意していただくようにということでもよろしいでしょうか。

○月岡修一委員 だめです。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 今回必要ですか。

○月岡修一委員 済みません、もう過去に何度も申し上げますので、もう少しやっぱり真摯にこの委員会のあり方を、市職員として取り組んでいただきたい。そんな軽々しく口頭で、一千何百万のものを認めろとか、それはおかしいですよ。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 資料請求をされますか。

○月岡修一委員 出せるものならね。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 相羽課長、すぐに資料は出せますでしょうか。

相羽課長。

○総務防災課長（相羽喜次君） まず、どこをどういう形で変更したという図面というのは、まとまったものはございません。例えば、こういう内容で幾らぐらい変更する、先ほど説明をしました一覧表、第何回の変更について、どういう内容で幾ら変わるのかという、そういう資料はお出しができます。それでよろしいでしょうか。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 委員、どうでしょうか。

○月岡修一委員 設計変更というのは、形が変わるわけですよ。ある部分は追加になったり、ある部分はカットされたり。そういう形の変更を御理解していただかないと、委員の皆さんに、おかしいでしょうということを申し上げている。設計変更とはっきり書いてあるんですから、形が変わるわけですよ、全体の、一部分でも。その変わった形に対して金額が、予算が変更になるわけですから、例えば、図面の平面図を出せと言っても平面図だけ出せないというなら、課長みずからフリーハンドで書いて、こういうところにこういうひさしができますよとか、ここにブラインドをつけるんですよとか、そのぐらいの配慮をできませんかという。前から何遍も申し上げていますが、そういったことってできないんですか。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 委員、先ほど相羽課長から、一覧はすぐに出せるという答弁があったんですが、まず、資料請求という形で、今、やりますか。

○月岡修一委員 済みません、もう一回申し上げますけど、委員の皆さんが、今、課長さんが持っている資料、コピーをもらって理解できればいいですよ、見て。その一覧表をもらったって理解できない。だから、どこがどうなった、部分的なものをフリーハンドで、実はここですよ。この天井は真っすぐだったんですけど、ここにこういうふうになんと下がり手につけますよとか、そういうものを、フリーハンドでもいいから、こういうふうになるんですよというものぐらいは出されたらどうですかと申し上げている。おかしいですか、私の要求は。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 近藤裕英委員。

○近藤裕英委員 私、建築に携わっていますので、委員がおっしゃる意味、よくわかります。不手際といえば不手際なんだろうけど、平面図にいわゆる吹き出しで、平面図のこの部屋に、ここにブラインドをつけますよと。それでおおむねの金額をわかるように提示していただければ。

1,280万の相違が出るということはないと思いますので、後ほど資料としていただくという事でいかがでしょうか。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 今、近藤裕英委員からも、資料の提出、申し出がありました。じゃ、後ほどいただくことにいたします。

（発言する者あり）

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 委員会として資料請求をすることに御異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○総務委員長（ふじえ真理子議員） では、後ほど提出願います。

（発言する者あり）

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 委員、これでよろしいでしょうか。

○月岡修一委員 委員の皆さんがこの金額を納得できるものがないんですよ。なくてどうやってこれを承認するんですかと申し上げている。だから、その実態に見合ったものが、フリーハンドでもいいので、出されたらどうですかと申し上げている。私の要求、おかしいですか。何にもおかしいとは言っていないですよ。

（休憩をお願いしますの声あり）

○総務委員長（ふじえ真理子議員） ただいま休憩動議が出ましたので、暫時休憩とすることに御異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○総務委員長（ふじえ真理子議員） では、暫時休憩といたします。

午前10時19分休憩

午前11時13分再開

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 休憩を解き、休憩前に引き続き会議を進めます。

休憩中に当局より資料の提出がありましたので、事務局より配付願います。

（事務局資料配付）

○総務委員長（ふじえ真理子議員） それでは、当局より資料の内容について説明を願います。

相羽総務防災課長。

○総務防災課長（相羽喜次君） 大変済みません、お待たせをいたしました。

お手元にA4の1枚の概要と、それから、それぞれのフロアの1階から4階までの図面の中にありますナンバーというところが、それぞれの図面の中の丸と書いてある番号のところに当てはまります。そのようにごらんいただければ結構だと思います。

1枚の表の中の一番右端のところ、その協議によってどれだけ工事費がプラスマイナスをしたかということで、これは概算でございます。この合計につきましては、先ほどお示ししたのは概算でございますので、ちょっと差異がありますので、それだけは御了解をいただきたいと思います。

主なものを御説明させていただきますと、例えば1番のものでございますが、これは、昨年12月22日に第25回の協議を行ったものでございます。

内容としましては、2階、2Fの二重鋼管のブレース材の溶接の変更ということで、図

面のほうにつきましては、多分今でも、御存じだと思うんですが、2階のちょうどアトリウムのほうに向かって斜めにV字型だったりだとか、M字型だったりだとかいう鋼管のフレームがついております。これを現場の溶接のものからハイテンションボルト、いわゆるボルトどめにかえたことによる接合方法の変更ということで、これがマイナス59万八千円ということでございます。

それから、その次の2番目、これは12月26日でございますが、空調の仮設の敷設を撤去、やめたということでございます。これは、当初、空調を一旦外して、もう一度つけかえるということだったんですが、そのまま、つけたままで工事が行えるということで、これはなくなったものですから、当初工事に入っていたものがそのままあるということでございます。

それから、少し飛びまして、6番、7番あたりでございますが、これは、2月17日それから3月5日に協議をしておるものがございますが、アトリウムのちょうど天井の部分、ガラスの部分なんです、その塗装が思うより傷んでいたということで、当初計画になかったんですが、それに伴って塗装を新たに追加したということでございます。

それから、9番でございます。これは6月4日に第33回の協議として行われたもので、主たるものということで、食堂の機械室のアスベスト、これは1階の一番西のほうでございますが、機械室がございますが、そのアスベスト、壁と天井のを撤去したということで、プラスの227万ということでございます。

それから、少し飛びまして、12番からでございます。これは7月21日の協議で、先ほど言いましたように、1階の南側、1ページ目のちょうど南側、下のほうでございますが、南側のブラインドを新設するというものがございます。

ブラインドにつきましては、今ちょうど東側についている、こういう30ミリ程度のこういうタイプのブラインドになるという予定をしております。当初の設計の中で、いわゆるカーテン袋というんですか、カーテン箱というんですか、それはついておりますので、あくまでも部品がそこへついて入るというような形でございます。

以上、概要でございますが、こんなような形の変更をしておるということでございます。よろしくお願いたします。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 説明は終わりました。

質疑のある方は挙手を願います。

後藤委員。

○後藤 学委員 今回の増額の約2,000万ですけれども、設計金額なのか、それとも、入札のときには設計金額からある程度歩切りも多分しておると思うんですが、歩切りをして予

定価格を設定し、さらに入札でまた下がるというような形で設計金額より下がっておりますが、そういった計算というのは、これ、してあるのでしょうか。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

相羽課長。

○総務防災課長（相羽喜次君） そのお見込みのとおりでございます。もちろん下げさせていただきますし、そのとおりでございます。

以上です。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

後藤委員。

○後藤 学委員 もう一点、済みません。

ちょっと前から気になっておりましたのでお聞きしますけれども、トップライトですけれども、あれ、地震のときに、僕、割れて上からガラスが落ちてくるのではないかと考えて、下のほうには市民の方がみえますので、いつも役所にいるところから気にしておったんですが、そういう耐震の面は、今回何かそういうことも考えられているのかなと思ったら、塗装の塗りかえの追加程度ということなんですが、大丈夫なんでしょうか。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

相羽課長。

○総務防災課長（相羽喜次君） 当初設計の中で、今考えられておる耐震上は問題がないという、そういう結果は出ております。

今回、塗装ということなんですが、目地等も当然つけかえというんですか、そういうこともされております。

以上でございます。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

三浦委員。

○三浦桂司委員 今、後藤委員のほうから、最初から歩切りをした後入札したと言いましたけれども、この歩切りを、今、課長さん、そのとおりですと言われましたけれども、歩切りをした後入札したんですか。ちょっと、これ、問題発言なので、問題発言と回答もそうなので、ちょっとその説明をお願いします。歩切りしたのであれば、何%の歩切りがあったのか、お願いします。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

相羽課長。

○総務防災課長（相羽喜次君） 済みません、私がちょっとうまく答えていないんですが、

もともと設計金額に対して当然予定価格がございましたので、予定価格で入札はされる。それで、落札金額が決まっておりますので、落札金額に対して、今度、当初の設計に対して今回変更分があれば、その落札金額に対してのいわゆる落札率に応じて再計算がされておるといような御理解をいただきたいと思うんですが、よろしいでございましょうか。
以上です。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。
(進行の声あり)

○総務委員長（ふじえ真理子議員） これにて質疑を終結し、討論に入ります。
討論のある方は挙手を願います。
一色委員。

○一色美智子委員 議案第49号 工事請負契約の変更について、今回、何回も契約変更、追加工事がされております。今回2,000万円余の増額であります。資材高騰等、やむを得ない部分があるのかもしれませんが、今後は、追加工事をされる内容等、詳細にわかる限りの資料を提出していただきますようお願いを申し上げまして、賛成といたします。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。
(進行の声あり)

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。
議案第49号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第49号については、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決しました。
続いて、議案第51号 豊明市個人情報保護条例の一部改正についてを議題とします。
本案につきまして、理事者の説明を求めます。
相羽総務防災課長。

○総務防災課長（相羽喜次君） それでは、議案第51号 豊明市個人情報保護条例の一部改正について説明をいたします。

この案を提出いたしますのは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、改正が必要となるためのものでございます。

改正内容の要旨でございますが、本会議でも説明をしておりますが、今回、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるこれは番号法でございまして、の施行において個人番号、これもいわゆるマイナンバーを含んだ個人情報を特定個人情報と申し上げますが、その取り扱いや保護の方法を既存の個人情報保護条例の

中に加えるために条例改正をするものでございます。

その主な点といたしましては、まず、特定個人情報、いわゆるマイナンバーの必要な言葉の定義を加えております。

2番目として、特定個人情報目的外利用の禁止規定を追加しております。

それから、3番目として、特定個人情報保護評価書にかかわる重要事項を個人情報保護審議会へ諮問する旨を定めたこととございます。

それから、最後に、番号法の定めによりまして、特定個人情報の開示、訂正及び停止の請求ができる旨を定めております。

内容について御説明をいたします。1枚おめくりをいただきたいと思っております。

これが個人情報保護条例の一部改正の条例でございます。

3行目でございますが、第2条、用語の定義ですが、5号から8号まで、特定個人情報に関する定義を加えております。

中段より少し下、第10条を特定個人情報に加える改正をするとともに、10条の次に、次の2条ですが、10条の2と10条の3を加えて、特定個人情報の目的外利用の禁止規定を追加しております。

次のページの7行目でございます。第11条中に引用する条文が変更となるために改正をしております。その3行下、13条は、4項に、個人情報取扱事務を登録または変更した場合、個人情報保護審議会へ報告することを追加しております。

その下、13条の2では、特定個人情報評価書にかかわる重要事項を個人情報保護審議会に諮ることを追加しております。

その下、14条の2項から次のページの28条第1項まででございますが、番号法の定めのとおり、法定代理人、任意代理人による特定個人情報の開示請求ができる旨を定めたこと、また、開示決定までの期間や延長した場合の期間を定めることを法の規定に従って改正しております。

そのページの中段、第29条の第3項から第35条までは訂正請求の手続、その下、36条から37条の第2項までは利用停止請求は、それぞれ法定代理人、任意代理人による特定個人情報の訂正・停止請求ができる旨を定めることを法に従って改正しております。

その次、第45条の第1項は、特定個人情報保護評価に不服がある場合については、個人情報保護審議会が審議を行うというような形で改正をしております。

附則でございますのは、この条例の施行は、番号法の施行の日、平成27年10月5日からでございますが、1号にある13条の2の追加及び45条の改正規定は、番号の利用が開始される日、平成28年1月1日、2号の10条の2、10条の3を追加する条文は、番号法の施行

の日、平成27年10月5日、3号の改正規定は、全ての行政団体が番号法のシステム整備が完了してからということでございます。法律では、法律の公布の日から4年を超えない日までと、番号法附則で規定をされております。

以上で説明を終わります。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

後藤委員。

○後藤 学委員 参考資料をいただいておりますので、こちらのほうが見やすいと思いますので、参考資料で質問をさせていただきたいと思いますが、まず、10条の2、特別な理由があるときに、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報をみずから利用することができるという規定です。ただし、10条の2の2項の最後のほうのところ、第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときはこの限りではないというふうにあります。この不当に侵害するおそれがあると認められるという、この認めるというのは、行政機関がそういうふう判断するということではないかと思いますが、ということになると、利用されている本人が知らないうちに行政機関の判断で利用目的外使用されているというような状況が生じると思いますが、その本人に何らかの形で周知するようなことは考えてみえるでしょうか。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

相羽課長。

○総務防災課長（相羽喜次君） まず、この保護条例ということではなくて、いわゆるマイナンバーを使う事務というのは、法律の中で、御存じだと思うんですが、別表の1号の中に全ての事務は決まっております。それに伴って、私ども、既に保護評価書を各課から今調製をさせていただいて、どういう事務に使うかというのを既にもう決めてというか、当初の段階で決めております。

本会議でも質疑の中でございましたように、24事務、全部で103の事業だと思うんですが、その形のものを保護評価書をつくって、これは、それを市民に公開する。どのような保護の内容にするかというのもオープンにさせていただくということでございます。だから、それ以外の事務に使用すれば当然、行政側に問題があるということのほうに理解しております。

以上でございます。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

後藤委員。

○後藤 学委員 ということは、それ以外に使われることはないということによろしいんでしょうか。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

相羽課長。

○総務防災課長（相羽喜次君） これも本会議で質疑でお答えはしていると思うんですが、今のところについては、その事業以外に使うことは考えておりません。

以上でございます。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

後藤委員。

○後藤 学委員 その評価書ですが、この資料でいきますと、3ページの13条のところ、13条の2で、中段、特定個人情報保護評価に関する規則第7条第4項に規定する場合においてはというふうにあります。この7条の4項が、先ほど課長が言われた、特定個人情報ファイルを保有するときは評価書を公示し広く住民の意見を求めるという規定だというふうに理解しておりますが、公示し広く住民等の意見を求めるというのは、具体的にどういうふうにされるのでしょうか。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

相羽課長。

○総務防災課長（相羽喜次君） 今、私どもとしては、市のホームページの中に全ての評価書を掲示して、それに対して随時意見が求められるというような形にしようと考えております。

以上でございます。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

後藤委員。

○後藤 学委員 2年ほど前だったかと思いますが、市のホームページを見ている人の割合を多分企画課のほうで調査されたと思いますが、あの結果を見ると、ホームページを見たことがない、あるいは、ホームページがあることも知らないという人がたしか7割ぐらいいいたと思うんですが、ホームページに載せたぐらいで、7条4項に規定するように、公示して広く住民等の意見を求めるということに十分な措置だと言えるかどうかということについてお伺いします。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

相羽課長。

○総務防災課長（相羽喜次君） 今、私ども、ホームページでというのは一例でございます。あと、それ以外にも当然、例えば市役所の市民コーナーの中にその全てだとか、そういうのはもちろん掲出をするというようなことで、それも、じゃ、どれだけ見るのかというのは、現実的にはちょっと、私ども、数量を把握はしておりませんが、あらゆる方法を使ってお示しをしていくというようなことは怠ることはないようにいたしたいと思いません。

以上でございます。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

三浦委員。

○三浦桂司委員 ちょっと確認だけなんですけれども、個人情報と特定個人情報の違いをもう少し明確に説明していただきたいんですけれども。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

相羽課長。

○総務防災課長（相羽喜次君） 個人情報というのは、今もう既に個人情報保護である、いわゆる規定された個人情報でございます。今回、先ほどのちょっと長い文章でございます、いわゆる番号法で規定をされたマイナンバーを含む情報というのが特定個人情報というふうなふうに御理解をいただきたいと思いません。

以上でございます。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

後藤委員。

○後藤 学委員 先ほどの評価書の関係ですが、資料の10ページ、ちょうど一番最後のところですが、第45条で、13条の2の規定により意見を述べ、または42条の規定による諮問に応じ、不服申立てについて調査、審議をするために審議会を置くというふうになっておりますが、この保護審議会はどういう構成になっているのでしょうか。たしか5人みえたと思いませんが。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

相羽課長。

○総務防災課長（相羽喜次君） それにつきましては、今の個人情報保護審議会という形の中で、例えば司法書士の方、あと弁護士の方、あと一般市民の方を含めた構成でございます。

以上でございます。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

後藤委員。

○後藤 学委員 かなりこの保護審議会に係る案件もふえてくると思いますが、今の体制で十分な審査といいますか、検討ができるというふうにお考えでしょうか。

それから、もう一点、ホームページを見ましたら、個人情報保護審議会の会議録が載っておりませんでしたけれども、たまたま最近開かれていないだけということなのか、それともホームページには載せていないのか、その点についてもお伺いしたいと思います。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

相羽課長。

○総務防災課長（相羽喜次君） まずは1点目でございます。

この審議会で審議ができるかどうかということで、私どももまだちょっとこの法律についてはスタートがこれからということで、どれだけ出てくるかというのはちょっと皆目見当もつかない部分がありますので、これからその対応も考えてまいりたいと思います。

2点目、個人情報、会議録につきましては、基本的には出しておりません。

以上でございます。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 後藤委員。

○後藤 学委員 ということは、ほかの自治体などはホームページに会議録が載っておるんですよね。重要なことを審議する機関ですし、特にこれからはそのことが重要になってまいりますので、今後そういったホームページ上にきちんと載せて、市民に見ていただけるようにするお考えはあるかどうか、お聞きしたいと思います。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

相羽課長。

○総務防災課長（相羽喜次君） まず、ここで審議をする内容ですが、ここで取り扱う個人の情報、一般的にオープンにできない部分がたくさんございます。今後もちろん公開をするという中で、どういう形でいわゆるオープンにしちゃいけない部分をどのように会議録の中で、出していいかも含めた上で、ちょっと私のほうで検討させていただきたいと思います。

以上でございます。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○総務委員長（ふじえ真理子議員） これにて質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

後藤委員。

○後藤 学委員 賛成の立場で討論をいたしますが、幾つかお願いをしておきたいと思っております。

まず、1点目は、特定個人情報の目的外利用、これが市民の知らないうちに行われているということになりかねないというふうに思いますので、周知を徹底していただきたいという点、それから、2点目は、特定個人情報ファイル、これを保有するときに、先ほどから話に出ております、評価書を公示して広く住民の意見を求めるということになっておりますので、御答弁にもありましたけれども、本当に広く知らせて、市民から意見が出てくるように、そういう運用をしていただきたいという点、それから、3点目に、それに対して個人情報保護審議会の委員の方が意見を述べられるということになっておりますが、今のメンバーで十分なのかどうか、私は専門性の高い方をもっと補充して体制を整えていないといけないんじゃないかなと思いますので、そういった点も十分御検討をいただきたいというお願いをして、賛成討論といたします。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第51号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第51号については、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第52号 豊明市職員の再任用に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本案につきまして、理事者の説明を求めます。

平下秘書広報課長。

○秘書広報課長（平下義之君） それでは、議案第52号 豊明市職員の再任用に関する条例の一部改正について御説明をいたします。

この案を提出するのは、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、必要があるからでございます。

それでは、内容を説明いたしますので、1枚おめくりください。

今回改正します附則第2条では、特定警察職員等について規定をしていますが、この特定警察職員等には消防吏員が含まれております。現在、地方公務員等共済組合法において特定警察職員等について定義されていますが、年金制度の一元化によりまして、厚生年金保険法において特定警察職員等について定義されることとなるため、改正するものでござ

います。

附則として、この条例は平成27年10月1日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（進行の声あり）

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

（進行の声あり）

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第52号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第52号については、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第53号 豊明市手数料徴収条例の一部改正についてを議題とします。

本案につきまして、理事者の説明を求めます。

佐藤市民課長。

○市民課長（佐藤浩一君） それでは、議案第53号、豊明市手数料条例の一部を改正する条例について説明いたします。

この案を提出いたしますのは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、必要があるからでございます。

1枚おめくりください。

豊明市手数料徴収条例の一部を改正する条例です。第2条第1項第21号で、通知カードの再交付手数料を1枚につき500円と定めます。

同条同項の第22号で、住民基本台帳カードの交付・再交付手数料を廃して、個人番号カードの再交付手数料を1枚につき800円と定めます。通知カード、個人番号カードともに、追記欄の余白がない、その他市長が再交付がやむを得ないものとして認めた場合を除いて、手数料を徴収するものです。

なお、個人番号カードに関しては、このほかに、地方公共団体情報システム機構が行う電子証明書に係る料金200円が必要で、合わせて1,000円を納付するということになります。

附則として、この条例は平成27年10月5日から施行することとし、第2条第1項第22号

の個人番号カードに関する規定は平成28年1月1日から施行することとします。

以上で説明を終わります。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（進行の声あり）

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

（進行の声あり）

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第53号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第53号については、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第55号 平成27年度豊明市一般会計補正予算（第2号）のうち本委員会所管の部分についてを議題とします。

本案につきまして、理事者の説明を求めます。

鈴木出納室長。

○会計管理者兼出納室長（鈴木美智雄君） それでは、議案第55号、平成27年度豊明市一般会計補正予算書（第2号）のうち出納室の所管するものについて御説明いたしますので、補正予算書12、13ページをお開きください。

12ページ上段、2款 総務費、1項 総務管理費、6目 会計管理費におきまして、99万4,000円の増額をお願いするものであります。

内容は、13ページ、説明欄、1節 報酬におきまして出納事務業務50万円、これは、非常勤一般職員を雇用するものであり、7月に正規職員1名が退職したことによるものでございます。

次に、11節 需用費の印刷製本費を49万4,000円増額、これは、平成28年4月稼働予定の新財務会計システムに係る納付書等の経費でございます。本年5月に導入業者を選定し、帳票類をパッケージ利用することで全体の効率化、最適化を図ってくる判断をいたしましたので、補正予算としてお願いするものであります。

以上で説明を終わります。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 小串企画政策課長。

○企画政策課長（小串真美君）　続きまして、企画政策課所管部分について説明させていただきます。

同じページ、2款　総務費、1項8目　企画費の地域創生事務事業23万9,000円の増であります。10月に新設いたします豊明創生推進室の開設に要する経費で、旅費、ファイル等の消耗品費、書庫などの備品購入費をお願いするものであります。豊明創生推進室では、各課で進めてまいります地域創生関連事業を牽引し、総合調整を行ってまいります。

続きまして、その下、12目　電算管理費の電算管理事業60万円の増ですが、チャレンジ枠採用で10月から勤務となります新規採用職員3名分の事務用パソコンを購入する経費であります。

以上で企画政策課所管の説明を終わります。

○総務委員長（ふじえ真理子議員）　相羽総務防災課長。

○総務防災課長（相羽喜次君）　続きまして、総務防災課所管部分について御説明をいたします。

同じく12ページ、13ページをお願いいたします。

中ほど、2款1項13目　防犯対策費、防犯対策事業の使用料・賃借料の9万8,000円の増額は、本年4月1日から開始をいたしました地域安全ステーションへ屋外設置を予定しますAEDと保管ボックスと、地域安全監視員が乗るパトロール車へ車載を予定いたしますAED、合計3台分の借上料でございます。

以上で説明を終わります。

○総務委員長（ふじえ真理子議員）　佐藤市民課長。

○市民課長（佐藤浩一君）　それでは、市民課所管部分について御説明いたします。

同じページでございます。下のほうの枠内、2款3項1目、2事業、住民記録電算処理事業は、財源の一部を国庫金に振りかえるものです。

同目の3事業、戸籍住民基本台帳事務事業の説明欄、上から順に、住民基本台帳事務234万6,000円減と個人番号カード交付事務234万6,000円は、補助金の補助基準に合わせ、1節報酬から7節　賃金に予算を組み替えるものです。

一番下、普通旅費5万円増は、個人番号のデータ媒体を東京の地方公共団体情報システム機構に持ち込むための旅費です。

1枚めくっていただきまして、15ページ、説明欄、一番上、消耗品費31万円増は、個人番号カード交付事務に当たって必要な物品を購入する費用です。

続きまして、歳入です。

6ページ、7ページをお開きください。

3つあります枠の真ん中の枠内、13款2項1目3節 戸籍住民基本台帳費補助金は213万9,000円です。個人番号カード交付に係る補助金が決まりましたので予算化するもので、補助金は、先ほど歳出で説明いたしました住民記録電算処理事業、戸籍住民基本台帳事務事業に充当するものです。

以上で説明を終わります。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 伊藤財政課長。

○財政課長（伊藤正弘君） それでは、一般会計補正予算書の財政課所管部分について御説明申し上げます。

お手元の補正予算書の歳入の項目、10ページ、11ページをお開き願います。

18款 繰越金、1項 繰越金、1目 繰越金の前年度繰越金7,581万6,000円は、このたびの補正予算の歳出合計1億7,611万円に充当いたします特定財源1億29万4,000円を控除いたしました一般財源措置を計上いたしました。

以上で財政課所管部分の説明を終わります。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑される方はページ数をお願いします。

質疑のある方は挙手を願います。

三浦委員。

○三浦桂司委員 補正予算書の13ページのまずは防犯対策費、地域安全ステーションのAEDのリース、借り上げですけれども、屋外に設置すると言われましたが、以前、国庫補助金のほうで老人憩いの家に設置するとき、屋外では盗難に遭う危険性があるので屋内に設置したという経緯がありますが、屋内に設置したらいざというときどうやって利用するのかという議論もありましたけれども、そのときは窓を割ってでも中へ入って利用しろと言われましたけれども、今回、屋外に設置するという事になった経緯を教えてください。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

相羽課長。

○総務防災課長（相羽喜次君） 地域からの要望もございまして、屋外でどなたでも使えるような態勢をとれるようにという思いで、今回屋外設置を考えました。

以上でございます。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 三浦委員。

○三浦桂司委員 盗難に対してはどのような対策を考えておられますか。ないですか。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

相羽課長。

○総務防災課長（相羽喜次君） 今回借り上げということで、盗難に関してはリース会社のほうが保険があるというようなことと、幸いにして、ここなんです、防犯カメラがございまして、それでの対応を考えております。

以上でございます。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

後藤委員。

○後藤 学委員 13ページの地域創生事務事業についてお伺いします。

この予算を計上する前提として、地域創生推進室ですか、職員3人から成る推進室を置くということが前提になって、3人、人がふえるということなんです、企画課の中では、総合計画がこれでもうそろそろ終わる時期に入っておりますので、この時期になぜ3人ふやさなければならなかったかということをお伺いしたいと思います。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

小串企画政策課長。

○企画政策課長（小串真美君） おっしゃるとおり、総合計画につきましては答申をいただきまして、今、最終段階に入っております。ただ、国のほうの動きのほうで、まち・ひと・しごと創生総合戦略というものが新たに出てきたりだとか、それから、公共施設の更新問題というものがすごく大きく、今、のしかかっております。こういったものが今、企画のほうでは総合計画に加えて大変な責任のかかる事業になっておりますので、御理解いただきたいと思います。

終わります。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。関連ですか。

後藤委員。

○後藤 学委員 企画部門の仕事というのは、各課に仕事をやっていただくということで、そういうことを考えると、マンパワーが3人もふやさなければならないほどの仕事になっているのかどうなのかという、そのあたり、疑問に感じますが、具体的にどういう仕事が出てくるのでしょうか。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

伏屋行政経営部長。

○行政経営部長（伏屋一幸君） 3名は、この前の議案質疑のときにもございましたように、ひまわりバスを中心とした市内の公共交通についてということと、地方創生事業全般、

そういうものと、あとは、さらにふるさと納税の関係を当面行っていくということでございます。

今、後藤委員おっしゃったように、企画にふやすというふうに言われましたが、正確には行政経営部の中に、企画課の職員ではございません、行政経営部の中に豊明創生室というものをつくって、私の直属のような形で、3名で行っていくということでございます。

各課に1名ずつ、例えば、ひまわりバスの関係でいくと産業振興なんか配置したり、ふるさと納税の関係では企画に配置したりということも考えたんですが、3人一緒に配置したほうが各課とのやりとりなんかスムーズにいくし、効率的なのかなという、要は、組織を縦軸だけじゃなくて横軸も入れようというようなことで、独立した組織として考えたわけです。

以上です。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

後藤委員。

○後藤 学委員 3人ふやすということになりますと、この前の本会議では、副市長分の人件費が余っているのだというようなお話でしたけれども、今年度はそれでやりくりができるとしても、人はその後もずっと働き続けるわけですが、この3人分については、来年度の採用、退職等の中で人員調整を図って、総人件費がふえないような、そういうふうに行っていくということでしょうか。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

伏屋行政経営部長。

○行政経営部長（伏屋一幸君） 今年度は今おっしゃったような形で対応します。副市長人件費でやりますが、来年度以降は、その分については、3名については増員という形になります。

といいますのも、やはり市長の大きな方針として、企業誘致、人口増というのを目指しておりまして、地域創生、豊明の創生に力を入れて取り組んでいきたいということがございますので、この部分だけはぜひともお認めいただいて、豊明の発展のためにそういった特別なポジションをつくってやろうという、そういった決意でございますので、御理解いただきたいと思います。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

後藤委員。

○後藤 学委員 その下のOA備品購入費のところ、これも3人増員ということが前提になっています。特にチャレンジ採用で3人の方を採用されたことでこういう支出が生じ

てきたということですが、ホームページで見ますと、かなり応募があったようですけれども、何歳ぐらいのどのような経歴の方が採用されたのか、差し支えなければお答えいただきたいと思います。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 答弁できる範囲でお願いします。

伏屋部長。

○行政経営部長（伏屋一幸君） この異動の内示を実は9月24日にやろうということがございますので、それまではちょっと差し控えたいと思いますが、年齢だけ申し上げます。30歳の前半の方でございます。

以上です。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

近藤裕英委員。

○近藤裕英委員 済みません、ちょっと戻って申しわけない、AEDのリースの件ですが、AED等と書いてあるので、何かほかのものが含まれている意味だと思うんですけど、それが1点と、電池パックがたしか寿命が6年とか7年とかにあるんですけど、そういった消耗品についての補填もリースに入っているのか、お聞かせください。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

相羽課長。

○総務防災課長（相羽喜次君） AED等とさせていただいたのは、今回、安全ステーションにつける場合は屋外設置用の収納ボックスが必要で、その部分も一緒に借り上げるという点でございます。

もう一点、消耗部品についても、この借上料の中に、電池パック、それから使用した場合の交換パッド、それから、交換パッドは期限がございますので、期限が来た場合の交換料が含まれております。

以上でございます。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

三浦委員。

○三浦桂司委員 13ページ、後藤委員と同じ、地方創生事務事業の推進室ですけども、人件費については、今、副市長が不在なので、その金額を利用すると本会議でも言われておりましたけれども、これは答えられればで結構ですけども、ということは、裏返せば、副市長は当分置かないということになると思うこと。

それと、もう一点は、3名の人はどういう人を募集するのか。最初の質問は市長の専権事項ですので、部長は答えられなかったら答えられませんで結構です。どういう人を募集する

のかという点をお願いします。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

伏屋部長。

○行政経営部長（伏屋一幸君） 既に8月9日に最終面接をいたしまして、三百数十名の中から今回採用させていただくことになりました。民間企業でお勤めだった方なんですけど、どういう人というのはまだ、先ほど後藤委員のときにお答えしたように、24日に内示をいたしますので、それまでは差し控えたいと思います。

以上です。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

清水委員。

○清水義昭委員 13ページの一番下の普通旅費5万円なんですけど、これ、東京に持っていくという話なんですけど、これは、初年度の1回、今年度だけの1回だけなのか、それとも、継続して毎年こういうことが必要になるのか、お願いします。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

佐藤市民課長。

○市民課長（佐藤浩一君） 初年度だけでございます。

終わります。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

後藤委員。

○後藤 学委員 賛成の立場で討論をいたしますが、幾つかの要望を申し上げておきたいと思います。

まず、職員3人増ということですが、財政が厳しい、10年後には豊明は赤字団体に転落するというふうに財政のほうが発表しておられるわけですが、ということになると、その10年後もまだ多分働いてみえるであろう方をここで3人増員するというのはいかなるものかなというふうに思っておりますが、採用されるということであれば、今後の中で、できるだけ早い時期に、来年度は無理としてもできるだけ早い時期に人員調整、採用、退職のバランスを考えて人員調整をして、人件費が伸びないようにしていただきたいということが1点。

それから、地域創生推進室ですか、一般に、私の長い役所の経験からいっても、係がで

きたり、何とか室という枠といいますか、壁ができると、非常に風通しが悪くなるという
体質が我が市役所にはありますので、こういう形で推進室を設けて別組織でやるというこ
とが本当にいいのかどうなのか。増員するにしても、企画課の中でやったほうがいいの
はないかなという点も私は疑問を持っておりますので、せめて、推進室をつくるというこ
とが決まったのなら、風通しがよくなるように、特に、行政経営部の中でもそうですし、
これがましてや外の担当課ということになると、今回の総合計画でもそうですけど、企画
があんなことをやるから自分たちが苦勞せなあかんのだというようなことを所管課では言
っておるわけですね。そういうようなことのないようにやっていていただきたいとい
う点をお願いして、賛成討論といたします。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

三浦委員。

○三浦桂司委員 今、総務委員会にかかわる議案及び一般会計補正予算本委員会所管部分
について、賛成の立場で討論します。

工事請負の変更は、るるいろいろ細かい部分の説明がなかったということもありますけ
れども、上昇率が値段に上乘せされるというのは、約款にもあっていたし方ない部分かな
と。

（発言する者あり）

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 補正予算書、議案の第55号について。

○三浦桂司委員 ああ、55号でした。俺、全部かなと思って。済みません、取り消します。
全ての賛成討論かなと思った。勘違いしました。

○総務委員長（ふじえ真理子議員） じゃ、取り消しで。

ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第55号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○総務委員長（ふじえ真理子議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第55号につい
ては、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、本委員会に付託されました案件の審査は終了いたしました。

お諮りいたします。委員会報告書については私に一任願えますか。

（異議なしの声あり）

○総務委員長（ふじえ真理子議員） ありがとうございます。

委員会報告書については例に従い提出をさせていただきます。

御審査、御苦労さまでした。これにて総務委員会を閉会いたします。

午後零時6分閉会

豊明市議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する。

総務委員会

委員長